

人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成))

計画変更届 提出書類一覧表

中小建設事業主用

「実施日」「支給対象者数(増加の場合)」「実習内容」「講習実施機関名(主催者名)」「実施場所」に変更が生じた場合は事前に変更届の提出が必要です。

提出期限 : 当初計画していた訓練実施日 もしくは 変更後の訓練実施日のいずれか早い方の日の前日まで

【注意】 変更後の技能実習の開始日は、当初の計画届の届出日の1週間後から2か月後までです。

【注意】 当初の計画の提出日から2か月を超える日に技能実習を開始する場合は、新たに「計画届」の提出が必要です。

提出先 : 千葉労働局職業対策課分室 〒260-0013 千葉市中央区中央3-3-1 フジモト第一生命ビル5F TEL043-441-5678

又は 管轄のハローワーク

【注意】

計画届の提出だけでは、助成金の支給はできません。
助成金の支給を受けるためには、**技能実習を終了した日の翌日から起算して2か月以内に、別途、支給申請書を提出**する必要があります。
支給申請の提出書類は、「支給申請 提出書類一覧表」でご確認ください。(千葉労働局ホームページ掲載)

事業所名

No.	提出書類	留意事項	提出枚数(枚数)		
			事業主	HW	労働局
1	・人材開発支援助成金(建設労働者技能実習コース(経費助成)(賃金助成))変更届 (建技様式第2号)	・最新様式は厚生労働省ホームページをご確認ください。			
2	・受理番号が記載された計画届(建技様式第1号)の写し	・千葉労働局から郵送されたもの。			
受付年月日 年 月 日 書類確認者 HW 局					

※ 上記以外にも必要に応じ、書類の提出を求める場合があります。

※ 様式は厚生労働省のホームページからダウンロードしてください。

千葉労働局職業安定部職業対策課分室 ・ ハローワーク(公共職業安定所)

(R7.4)